

戸建て住宅を計画されている皆様へ

景観の届出が必要かどうか確認を！

届出について

景観の重点地区で、延べ床面積が10㎡以上の建築物の「外観を変えることとなる改修」を行う場合、景観法・条例に基づく「事前協議」や「届出」が必要となります。

重点地区

次の町の一部は重点地区に該当しています。
電話や窓口で確認してください。

地域区分番号	重点地区の名称
1	甲州街道沿道地区
2	中心市街地環境整備地区
3	高尾駅・多摩御陵周辺地区（事前協議あり）
4	裏高尾・小仏地区
5	高尾山参道周辺地区（事前協議あり）
6	浅川沿川地区（水辺区域）

町名	地域区分番号
暁町	6
旭町	2
東町	2
裏高尾町	4
追分町	1、2
大横町	6
大和田町	6
北野町	6
子安町	2
散田町	2
新町	1、2
千人町	1、2

町名	地域区分番号
田町	6
台町	2
高尾町	1、3、5
寺町	2
廿里町	3
中町	2
長沼町	6
中野上町	6
長房町	3
並木町	1
西浅川町	4
八幡町	1、2

町名	地域区分番号
東浅川町	1、3
日吉町	2
平岡町	6
三崎町	2
南町	2
明神町	1、2、6
元本郷町	6
元横山町	6
八木町	1、2
八日町	1、2
横山町	1、2

【問い合わせ先・届出窓口】

八王子市 まちなみ整備部 まちなみ景観課
〒192-8501 八王子市元本郷町3-24-1
TEL:042-620-7267 FAX:042-626-3616

2023年3月～まちなみ景観課
Instagram始めました！
ぜひ、フォローをお願いします！



あなたのまちも、
あるけるまち。
八王子

HACHIOJICITY_MACHIKI